

2015 年農林業センサスの実施概要

1 調査の目的

2015 年農林業センサスは、平成 27 年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

調査対象は全国とした。

農林業経営体調査においては、規定（9 用語の解説 1 農林業経営体」を参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。

ただし、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域内については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

このほかに、全ての市区町村及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落を対象とする農山村地域調査も実施された。

ただし、東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域内に含まれる農業集落については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

3 調査の期日

平成 27 年 2 月 1 日現在で実施した。

4 調査の方法

農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

5 調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件（平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号）に基づき、基幹統計調査として実施した。

6 沿革

農林業に関する全数調査として、昭和 25 年（1950 年）以降 10 年ごとに世界農業センサス（昭和 35 年からは林業センサスを同時実施）を、また、その中間年には我が国独自の農業センサスを実施しており、2015 年世界農林業センサスで 14 回目となる（P22 付表 1 「農林業センサスの沿革」参照）。

7 2015年農林業センサスの変更点

我が国農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施するために調査方法の改善及び調査項目等の見直しを行った。

主な変更点は、次のとおりである。

(1) 実査期間の拡大について

冬季における調査員の安全確保を図るため、従来の実査期間を1か月前倒しして、平成26年12月中旬から平成27年2月末までに変更した。

(2) 調査方法の見直し

調査世帯の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、一部の地域においてオンラインによる報告を導入した。

(3) 調査項目の新設・拡充

- ① 工芸農作物、野菜類及び果樹類の品目別の作付面積を新たに把握
- ② 異業種からの資本金・出資金の提供に係る調査項目の拡充
- ③ 農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合を新たに把握
- ④ 常雇いの年齢別人数を新たに把握
- ⑤ 女性の経営方針の決定への参画状況を新たに把握
- ⑥ 林業経営の受委託面積を新たに把握

(4) 調査項目の廃止

1世帯複数経営に関する調査項目の廃止

8 利用にあたって

(1) 統計数値等について

- ・各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- ・各表等の増減数、増減率、構成比等は、四捨五入前の原数値により算出している。

(2) 「旧市区町村」とは、昭和25年2月1日現在（1950年世界農業センサス）での市区町村をいう。

(3) 統計表中及び表中に用いた記号は以下のとおりである。

- 「0」： 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
- 「-」： 調査は行ったが事実のないもの。
- 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「△」： 負数又は減少したもの
- 「X」： 秘密保護上数値を公表しないもの

(4) 掲載内容について

この冊子は、今回センサスにおいて都道府県経由で実施した「農林業経営体調査」結果の一部の項目について掲載したものである。

（掲載項目以外の結果については、農林水産省の刊行物をご覧ください。）